

令和4年度 鞍手町商工会  
鞍手町中小企業等人材育成助成金のご案内

助成限度額

3万円

(助成対象経費の1/2)

町内事業者の人材育成事業に必要な経費の一部を助成することによりその実施を支援し中小企業の振興及び発展に寄与するものです。

申請資格

1 町内に本社本店主たる事業所を有し、営利を目的に営業を行っている法人又は個人で以下の要件をすべて満たすもの

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者又は小規模事業者であること
- (2) 税等の滞納がないこと
- (3) 暴力団関係者でないもの

対象事業

中小企業者等又はその従業員が次の各号のいずれかに該当する研修に参加するときは、その申請に基づき予算の範囲内において助成金を交付する。

- 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学校直方校が実施する経営や技術に関する研修
- 2 鞍手町商工会会長が前号に準ずると認める研修



対象とする経費

- (1) 研修費

助成事業	助成金額	助成上限額
中小企業等人材育成助成金	助成対象経費（消費税を除く）の1/2	3万円

【本助成金の流れ】

- ① 中小企業大学校直方校の研修コースを確認し、受講させる研修コースを確定。  
↓
- ② **研修コース受講申込前**に鞍手町商工会事務局に助成金申請要件を相談。  
↓
- ③ 【様式1】申請書、【様式10】誓約書、受講受入決定通知書（写し）を提出。  
↓
- ④ 商工会から交付決定通知書受け取り後、中小企業大学校直方校の研修コースを受講。  
↓
- ④ 受講後、研修コースの**受講修了証の写し（受講した従業員全員分）**と、**受講料領収書の写し**を添付して、下記添付の【様式5】実施報告書を商工会事務局へ提出。  
↓
- ⑤ 商工会からの助成金確定通知書により、【様式7】交付請求書を商工会事務局へ提出。  
↓
- ⑥ 助成金交付。

※上記の本助成金の流れはあくまで簡易的なものです。申込を検討される事業所は必ず下記添付の「**鞍手町中小企業等人材育成支援助成金要綱**」をご参照ください。

申請・問い合わせ先

鞍手町商工会

TEL 42-0357

〒807-1312

福岡県鞍手郡鞍手町中山 2768